

# 平成 30 年度 女性活躍ネットワーク構築業務委託

## 公募型企画提案募集要項

### 1 目 的

本業務は、主に小山町在住の子育て世帯の女性を対象として、やりたい事を存分に出来る、女性が活躍できる場を整え、情報交換を活性化させ、子育てや家事、仕事の悩み等を相談し合える、女性同士のネットワークを構築していく中で、様々な意識を持った女性達が、互いに無理なく仲間作りが出来、お互いを高め合い、共存できる環境を整え、最終的には、仕事と子育てを両立させた女性の起業家として独り立ちさせていく事を目的とする。

### 2 背 景

「平成 29 年度女性活躍ネットワーク構築業務」において、結婚を機に家庭に入り、育児・家事等に専念することで仕方なく仕事を諦めた方や、様々な専門的なスキルを持ちながら家庭の事情等からパート・アルバイトに留まっていた地元女性に焦点を当て、やりたい事を存分に出来る、女性が活躍できる、安心して働ける環境を整えるため、子育て世代の女性に対しての意向調査、女性同士の交流の場作り、専門家を招いての起業セミナー等を実施した。また、参加女性が自ら小山町の子育て情報を配信する動画投稿専用サイト「おやま de チャンネル」の立上げにより、インターネット上での交流の場が出来たことで、活発な情報交換がなされ、小山町在住の女性を中心としたネットワーク構築のきっかけとなった。

今年度は、前述の取組を基盤として、専門的なスキルを持つ地元女性に対し、町内交流拠点を創出し、様々な交流の機会を通じてお互いに意識を高め合える仕掛けを用意し、最終的には、参加者それぞれが仕事と家庭を両立させた、女性の起業家として独り立ちしていくことを目指すものである。

### 3 公 告

平成 30 年 8 月 3 日（金）に小山町ホームページに掲載

### 4 業務委託者

- (1) 業務委託者 小山町長 込山正秀
- (2) 執行部署 小山町役場 未来創造部 おやまで暮らそう課  
〒410-1395 駿東郡小山町藤曲 5 7 - 2  
電話 0550-76-6137 FAX 0550-76-2795  
メール kuraso@fuji-oyama.jp
- (3) 執行場所 小山町内

### 5 委託業務

- (1) 業務名 平成 30 年度 女性活躍ネットワーク構築業務
- (2) 業務内容
  - ア 女性同士の交流を目的とした講座・イベント等の企画・運営  
主に小山町内在住の女性を対象として、仲間作りや情報収集を目的とした講座・イベント等を数回企画し、その運営を行うこと。
  - イ 女性の意識改革・スキルアップを目的とした講座・イベント等の企画・運営

上記アで得た情報等を参考にしながら、起業・開業に向けた専門的な講座・イベント等を、数回企画し、その運営を行うこと。

ウ 首都圏と小山町との交流機会の創出

首都圏在住の女性起業家で、既にビジネスモデルを確立している実業家との交流機会や接点を作り、町内在住の女性起業家予備軍のモチベーションを高めるとともに、首都圏実業家の事業フィールドとして本町を紹介し、より実践的な交流・連携ができる環境を整える。

エ 本業務の取組みに関する情報発信

本事業に参加する女性が活躍していく過程や、活発に意見交換していく様子など、女性が輝いていく様子を町内外へ情報発信し、起業家支援を行う町のイメージ定着を図る。

オ 移住者受入れ意識の醸成と態勢づくり

上記ウの「ビジネスモデルを確立した女性起業家」をビジネスの先駆者として町内に快く迎え入れ、その人物が小山町への移住及び定住を前向きに検討したくなるような、町民のムードと受け入れ態勢を構築する提案を盛り込むこと。また、それらをリードする組織を町内の女性起業家予備軍で結成し、積極的な活動を促すこと。

カ 持続可能な仕掛けの構築

上記アからオまでの取組を持続させるための将来的な提案を盛り込むこと。

上記全てが満たされている提案であること。

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から平成 31 年 3 月 20 日まで

(4) 委託契約限度額

委託契約額は 5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とする。

(5) 委託費の支払い方法

委託契約業務完了検査合格後、提出された請求書に基づき、委託費を支払う。

## 6 企画提案参加資格

参加資格を有する者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県内若しくは近郊に、本社若しくは営業所等の業務拠点を有する者又は打合せや現地への取材が支障なく実施できる者であること。

(3) 過去に女性起業家支援や交流拠点整備の実績があり、ノウハウを有している者。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 次のアからオのいずれかにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2

- 条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者
- イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

## 7 企画提案参加方法

### (1) スケジュール

ホームページによる公告開始	平成30年8月3日（金）
企画提案書の提出期限	平成30年8月21日（火）正午まで
プレゼンテーション	平成30年8月28日（火）
選考・採用業者の決定	平成30年8月28日（火）
選定結果の伝達・公表	平成30年8月29日（水）

なお、応募者の状況により変更する場合があります。

### (2) 質問事項について

本募集要項に関する質問については、手法を問わず8月17日（金）まで随時受け付け、その都度回答する。その内容について企画提案参加者全員への共有は行わない。

### (3) 企画提案書の提出

#### ア 提出書類

以下の書類を提出すること。

	提出物	内 容	様式	部数
1	企画提案内容	(1)企画案 提案の趣旨、方向性が分かるもの (2)全体スケジュール計画 (3)業務体制 総括責任者、業務遂行スタッフの氏名・所属・経験年数・担当業務等	任意	8部
2	参加資格確認書類	(1)会社概要等 定款及び組織、沿革、事業等会社の概要 (2)同種・類似受託業務の成果が分かるもの	任意	8部
3	その他	(1)見積書（明細を記したもの）	任意	1部

#### イ 提出期限

平成30年8月21日（火）正午まで（必着）

#### ウ 提出先

小山町役場 未来創造部 おやまで暮らそう課

エ 提出方法

- (ア) 直接持参又は郵送。
- (イ) 持参の場合は、平日の9時から17時までの間とする。
- (ウ) 郵送の場合は、平成30年8月21日（火）必着とする。

(4) 事前審査

企画提案者が4者以上となった場合、下記(6)のア～エと同様の用法により提出された企画提案等の事前審査を行い、3者に選定することがある。その場合、事前審査の結果は、平成30年8月27日（月）正午までに、FAX又は電子メールにて通知する。

(5) 企画提案（プレゼンテーション）

日時：平成30年8月28日（火）13時30分～15時30分

場所：小山町役場 3階301会議室

- ・ 集合時間及び場所は、8月27日（月）正午までに、各提案者に FAX 又は電子メールにて通知する。
- ・ 1提案者当たりの所要時間は、説明20分以内、質疑応答10分以内とする。
- ・ PC、プロジェクターは役場所有のものを使用可能だが、事前に申し出ること。
- ・ DVD等の機器を持ち込み使用する場合は、企画提案書提出の際に申し出ること。

(6) 審査

ア 審査は、本企画提案審査のために構成される選定委員がウの基準により審査し、契約予定者を選定する。

イ 審査を行う前に、おやまで暮らそう課にて提出資料を確認する。内容に不備又は不足等があった場合、失格とする場合がある。

ウ 評価基準

評価項目	評価基準
1 事業の理解度	企画・内容が、町の状況を的確に把握し、事業の趣旨・目的に適合しているか。
2 実現可能性	提案が現実的で、これまでの経験と専門性を持って実行できると判断できるか。
3 独創性	提案者独自のノウハウやネットワーク等を活かし、他者に真似できない独創的な企画となっているか。
4 継続性	今年度事業終了後も、継続して事業が持続・展開できると判断できるものか。
5 プレゼンテーション	業務に対する意欲が認められるか。時間内に効果的な提案がなされているか。
6 経済合理性	事業予算が妥当であるか。
7 業務遂行体制	業務を遂行できる十分な実施体制（人員・組織）があるか。

## エ 受託者の選定

- ・審査の合計得点が配点の6割を超えた企画提案者の中で、最も高い得点を得た企画提案者（以下「最高得点者」という。）を契約予定者として、契約締結の交渉を行う。ただし、最高得点者と契約合意に至らない場合は、審査の合計得点が配点の6割を超えた企画提案者の中で、次に高い得点を得た企画提案者から順に交渉を行い、受託者を選定する。
- ・企画提案者が1者のみの場合でも審査を行い、合計得点が配点の6割を超えた場合は、当該企画提案者を契約予定者とする。

## オ 結果発表

選定結果は、全ての企画提案者に平成30年8月29日（水）までにFAX又は電子メールにて通知するとともに、町ホームページ上で結果を公表する。

## 8 企画提案者の失格

契約までの間に次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出期間内に書類の提出がなされなかった場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったと認められる場合。
- (4) 前各号に定めるものの他、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選定委員が失格であると認めた場合。

## 9 その他

- (1) 本企画提案にかかる費用（プレゼンテーションを含む）は各企画提案者の負担とし、複数の企画提案は認めない。
- (2) 提出書類の提出後の修正または変更は認めない。また、提出された書類等は返却しない。
- (3) 契約予定者選定後、協議の上、契約を締結するが、選定された企画提案の内容は、契約限度額の範囲内で修正をする場合があるものとする。